

教 総 第 1 3 4 7 号
教 職 第 1 2 9 3 号
令 和 2 年 3 月 1 1 日

本庁の各課長
各教育事務所長 様
各教育機関の長

教 育 長

「懲戒処分の指針」の一部改正について（通知）

職員に対する懲戒処分については、「懲戒処分の指針（平成18年2月1日施行）」に基づき行っているところですが、近年の教職員の懲戒処分の状況等を踏まえ、指針の一部を下記のとおり改正しましたので、所属職員に周知願います。

記

1 改正内容

（1）個人情報の紛失、盗難

児童、生徒等に係る重要な個人情報を、管理職の許可なく私物の外部記録媒体に保存し、校外に持ち出した職員は、**戒告**とする。

（2）児童生徒に対する非違行為関係

その他

ア 児童生徒に対して電子メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、**戒告**とする。

イ 児童生徒を教職員の運転する自家用車等に管理職の許可なく同乗させた職員は、**戒告**とする。

2 適 用

令和2年4月1日以降に発生した事案から適用する。